

修学資金貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成19年福島県条例第71号。以下「緊急条例」という。）及び福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成19年福島県規則第76号。以下「緊急規則」という。）、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例（平成16年福島県条例第59号。以下「へき地等条例」という。）及び福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成16年福島県規則第61号。以下「へき地等規則」という。）、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成22年福島県条例第17号。以下「地域条例」という。）及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成22年福島県規則第35号。以下「地域規則」という。）、福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例（平成27年福島県条例第46号。以下「周産期条例」という。）及び福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成27年福島県規則第32号。以下「周産期規則」という。）の規定に基づき、施行に必要な事項を定める。

(指定大学)

第2条 地域条例第2条第1号の規定により知事が指定する大学は、次に掲げる大学とする。

- (1) 帝京大学
- (2) 日本医科大学

(臨床研修)

第3条 臨床研修は、緊急条例第6条第1項、へき地等条例第6条第1項及び地域条例第7条第1項に規定する病院であって県内の病院のうちから知事が指定する病院で行う。

2 前項の病院は、別に定める修学資金条例に関する臨床研修病院指定基準に基づき知事が指定する。

3 福島県周産期医療医師確保修学資金（以下、「周産期修学資金」という。）を貸与された者が行う臨床研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一項で指定する病院のうち総合周産期母子医療センターを有する病院が実施する、周産期医療医師になることを希望する研修医を対象としたプログラムによる臨床研修
- (2) 第一項で指定する病院のうち、地域周産期母子医療センターに指定されている病院において、小児科または産婦人科を3ヶ月以上履修する臨床研修

(後期研修)

第4条 後期研修は、緊急条例第6条第1項第1号、へき地等条例第6条第1項第1号及び地域条例第7条第1項第1号に規定する県内の病院のうちから知事が認める病院で行った場合に4年を限度に義務年限に算入する。

2 前項の知事が認める病院は、福島県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）にお

ける協議を踏まえて県が決定する。

- 3 周産期修学資金を貸与された者が行う後期研修は、県内の総合周産期母子医療センターを有する病院が実施する、周産期医療の専門医資格の取得を目指したコースによるものとする。

(勤務)

第5条 修学資金の貸与を受けた者の勤務場所は、別表に定めるとおりとし、その者の勤務する期間のうち1年以内の勤務を行う場所は、別表「2 へき地医療等医師確保修学資金」に係る勤務場所のうち、国民健康保険直営診療所・市町村立診療所又はへき地医療拠点病院とする。

- 2 へき地等条例第6条第1項に規定するへき地診療所等に医師を派遣する病院であつて知事が指定するものとは、次に掲げるものとする。

- (1) へき地医療拠点センター病院（公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院）

- (2) へき地医療拠点病院（福島県立南会津病院、福島県立宮下病院）

- 3 緊急規則第2条第1項第11号に規定するその他知事が定める機関とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域周産期母子医療センター（ただし、産科又は周産期医療（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）

- (2) 周産期医療協力施設（ただし、産科又は周産期医療を提供する小児科に限る。）

- 4 へき地規則第2条第1項第2号に規定するその他知事が定める機関とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域周産期母子医療センター（ただし、産科又は周産期医療（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）

- (2) 周産期医療協力施設（ただし、産科又は周産期医療を提供する小児科に限る。）

- (3) 公立小野町地方総合病院

- (4) 福島赤十字病院

- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院

- (6) 公立岩瀬病院

- (7) 南相馬市立総合病院

- (8) 公立藤田総合病院

- (9) 坂下厚生総合病院

- (10) いわき市医療センター

- (11) 独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院

- 5 周産期規則第2条第1項第2号に規定するその他知事が定める医療機関及び、同条第2項第2号に規定するその他知事が定める機関とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域周産期母子医療センター

- (2) 周産期医療協力施設

6 勤務場所については、協議会における協議を踏まえて県が決定する。

(特定診療科の研修、勤務)

第6条 将来、県内の医療機関において産科、小児科又は麻酔科（以下「特定診療科」という。）の医師として勤務しようとする者については、本人の申し出に基づき、臨床研修、後期研修及び勤務期間中、当該診療科の技量が十分修得できるよう勤務場所等について、配慮するものとする。

(改正条例適用の申出)

第7条 緊急規則、へき地等規則及び地域規則の附則で定める改正適用の申出は、修学資金貸与条例改正適用申出書（様式第1号）により行うものとし、申出の期限は別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に修学資金の貸与を受けている者のうち第7条で定める改正適用の申出を行わない者については、この要綱の規定は適用しない。

(要綱廃止)

3 福島県地域医療医師確保修学資金貸与に関する要綱（平成22年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

2 改正後の別表上欄1のうち(3)、(4)（独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院を、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院に改める部分を除く。）、(7)及び、(9)の規定は、平成26年12月26日から適用する。

3 改正後の別表上欄3のうち(3)、(4)（独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院を、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院に改める部分を除く。）、(7)、(8)、(10)及び、(11)の規定は、平成26年12月26日から適用する。

4 改正後の第5条第4項第3号の規定は、平成27年3月30日から適用し、この要綱の施行の日前に福島県へき地医療等医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

5 改正後の第1条、第3条第3項、第4条第3項、第5条第5項及び、別表上欄4の規定は、平成27年4月1日から適用する。

6 改正後の第5条第3項及び、別表上欄1(12)の規定は、平成27年4月1日から適用

し、この要綱の施行の日前に福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

- 7 改正後の第5条第4項第1号、第2号及び、別表上欄2の改正規定は、平成27年4月1日から適用し、この要綱の施行の日前に福島県へき地医療等医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。
- 8 改正後の別表上欄3のうち(2)及び、(12)の規定は、平成27年4月1日から適用し、この要綱の施行の日前に福島県地域医療等医師確保修学資金の貸与を受けたものにも適用する。
- 9 改正後の別表上欄3のうち(4)(独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院を、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院に改める部分に限る。)の規定は、平成29年3月28日から適用する。
- 10 改正後の別表上欄1のうち(2)、(4)(独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院を、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院に改める部分に限る。)、(10)及び、(11)の規定は、平成29年4月1日から適用し、この要綱の施行の日前に福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けたものについても適用する。
- 11 改正後の第5条第4項第4号及び、第5号の規定は、この要綱の施行の日前に福島県へき地医療等医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日前に福島県緊急医師確保修学資金、福島県へき地医療等医師確保修学資金、福島県地域医療等医師確保修学資金及び、福島県周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

別表

修学資金名	勤務場所
<p>1 緊急医師確保修学資金</p>	<p>(1) 県内に存する県、市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所</p> <p>(2) 福島県立医科大学に置かれた附属病院又は健康増進センター</p> <p>(3) 独立行政法人国立病院機構が設置する病院</p> <p>(4) 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院</p> <p>(5) 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所</p> <p>(6) 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所</p> <p>(7) 日本赤十字社が設置する病院</p> <p>(8) 国民健康保険組合が設置する病院又は診療所</p> <p>(9) 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院</p> <p>(10) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所</p> <p>(11) 保健、医療及び衛生に関する事項を所管する県の機関（前号に規定する保健所を除く。）</p> <p>(12) その他知事が定める機関</p>
<p>2 へき地医療等医師確保修学資金</p>	<p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項に規定する過疎地域をその区域とし、かつ、その区域内に病院の存しない市町村の区域に存する診療所</p> <p>(2) その区域内に病院の存しない市町村の区域で、豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項に規定する豪雪地帯の指定を受けた区域に存する診療所（前号の診療所を除く。）</p> <p>(3) 前二号に規定する区域又はそれに類する区域として知事が認める区域に存する市町村又は地方公共団体の組合が設置する診療所（前二号の診療所を除く。）で以下に掲げるもの</p> <p>ア 国民健康保険法の規定に基づき設置された診療所</p> <p>イ 国の助成を受けて設置された診療所（前号に掲げる診療所を除く。）</p>

	<p>ウ 条例第二条第一項第三号に規定する知事が認める区域における巡回診療、条例第二条第一項第一号若しくは第二号又は前二号に掲げる診療所に対する医師の派遣等を行う診療所（前二号に掲げる診療所を除く。）</p> <p>(4) 県立病院</p> <p>(5) 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院（産科又は周産期医療（医師法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）</p> <p>(6) その他知事が定める機関</p> <p>(7) へき地診療所等に医師を派遣する病院であって知事が指定するもの</p>
<p>3 地域医療医師確保修学資金</p>	<p>(1) 県内に存する県、市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所</p> <p>(2) 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院（産科又は周産期医療（医師法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）</p> <p>(3) 独立行政法人国立病院機構が設置する病院</p> <p>(4) 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院</p> <p>(5) 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所</p> <p>(6) 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所</p> <p>(7) 日本赤十字社が設置する病院</p> <p>(8) 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院</p> <p>(9) 知事が地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設として認定する病院</p> <p>(10) 救命救急センターを設置する病院（医科大学に置かれた附属病院を除く。）</p> <p>(11) 厚生労働大臣が地域がん診療連携拠点病院として指定する病院</p> <p>(12) その他知事が定める機関</p>

4 周産期医療医師確保修学資金	(1) 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院 (2) その他知事が定める医療機関
-----------------	---